

つくしだより



東京都精神障害者家族会連合会
(東京つくし会)
〒156-0056
世田谷区八幡山3-33-1
林マンション202
TEL/FAX:03-3304-1108
発行者 野村忠良
2013.2.15 第272号

平成25年2月号

ステイグマと報道

都連副会長 川崎洋子

◇「第6回世界精神医学会 アンチステイグマ分科会国際会議」開催
去る2月12日から14日まで東京で開かれました。これを機にステイグマ(偏見)について一考してみたいと思います。

ステイグマ(偏見)とは「誤解に基づく否定的イメージ」だと思います。わが国における精神障害者への偏見がなかなか解消されない原因として、以下のことが挙げられます。

- ①精神科病院への隔離収容主義
- ②一般市民との接点が少ない
- ③行政による差別

・精神科特例
・福祉制度の格差

④教育

・教育現場で起こっている不登校、いじめ等を早期に見出すための教育がされていない

⑤報道の在り方

◇報道を考える

これらのなかで特に⑤の報道の在

り方を考えます。いくつかの精神障害者に関する調査から、テレビ番組やニュースの報道から、一般市民の80%近くが精神障害者の情報を得ていることがわかりました。

その報道とは、事件報道です。事件の加害者としての報道です。実際、精神障害者が起こす事件は、健常者の起こすものとは比べ物にならないくらい少なく、また再犯もないのです。それなのに精神障害者の報道は特異化されています。

◇報道関係者に望む

記者は精神障害者と接したことなく、知識不足で正しく理解していないことが多いと思います。担当記者は一度、本人と接する体験をして、精神障害者の真の姿を正しく理解し、欲しいと思います。

「池田小事件」報道で、どれほど多くの精神障害者が被害を被ったことでしょうか。「自分も同じ人間と思われている、もう外には出られない」という不安が多くの精神障害者を襲いました。精神科通院歴や入院歴がなぜ精神障害者に限って報道されるのでしょうか。精神障害者への偏見

であると思います。

◇普通に地域生活出来る精神障害者
現在では、精神科医療も進み、地域生活している精神障害者は多く、「大きな声を出す」「何をするかわからない」という考え方は変わってきています。

昨年のハローワークにおける障害者の雇用は、精神障害者が大きく伸びており、受け入れた企業からは、また精神障害者を雇ってみたいと言われる程です。精神の人がいると、みんな支えあう気持ちになり、職場環境がとて良くなったという企業もあります。

◇これからの報道の在り方

報道の在り方としては、精神障害者の事件を特異な事件とするのではなく、重要な社会問題の一つとして精神障害者の問題を位置づけ、偏見の解消と精神保健・医療・福祉の改善のための報道に取り組んで欲しいと思います。

そのことが、わが国における偏見解消に役立つものであり、精神障害者とその家族が普通に暮らせる社会が実現できるものと考えます。



家族支援のために

家族相談員制度を早く！

塚本邦之

精神障害者を抱えた家族は、さまざまな悩みに苛まれる上、不安に駆られます。障害者の90%は家に閉じ籠る上に、日常生活を過すために家族の毎日のアドバイスや手助けを求めからず。

障害者の就職もままならず、家族の経済的負担も厳しいのが現状です。幸いにも就職先が見つかって3日後に仕事へ出かけなくなり、2、3カ月後に退職してしまう事例を幾つも聞きます。その結果家族の負担が続き、失望も重なります。親の高齢化も進む現在、同じ経験を何とか過して来た人の話しはとて有益です。日常生活をもんもんと苦しみ、相談する人のない家族のために電話による相談支援員制度が、全国的に創設されることが望まれます。

家族相談員制度は、身体障害者分野では国によって1967年に、また知的障害者分野では翌年の1968年に創設され、すでに全国的に実施されています。しかし精神障害者分野ではこの制度はまだ実現していません。その実現されない理由として挙げられているのは、精神保健や精神医療福祉には高度な

専門知識が必要であるからとされています。そして相談員には都道府県の精神保健福祉センターか保健所の精神分野の専門員が担当すべきであるといわれています。

しかしながら家族からの相談は、専門知識に関してだけの問い合わせではありません。精神障害者を持つ家族は、精神医療や医薬品投与に関する相談のほかに、当事者だけでなく家族の者が一般社会の中で当面する偏見や負い目によって他家族との人間関係を閉ざしてしまい孤立する場合があります。そしてどうしたらそのような孤立から抜け出せるのか悩んでいるのです。誰かがその悩みに耳を傾けてくれ、一緒になって解決の糸口を見つけてくれるように相談にのってくれる仲間をさがしているのです。それは専門知識に長けた人よりも同じ悩みを経験して何とか克服した家族の方の励ましの方が適切な場合もあります。

◇ ◇ ◇

兵庫県では精神障害者分野での電話による家族相談員制度の必要性を認め、他県に先駆け2005年にこの制度の創設を決め翌年に活動を開始しました。去る10月26日開催された東京つくし会主催の研修会で兵庫県精神福祉家族会連合会会長本條義和氏によりまずと、同県登録相談員数は2009年

には317人に達したということです。そして相談件数も年間7700件を超えたと発表しています。

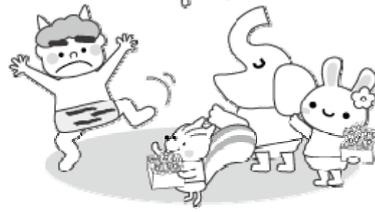
ところで同県がこの家族相談員制度設立の契機となったのは、同県の加古川市で2004年8月3日に発生した2家族7人殺害・放火という驚愕な事件でした。逮捕されて犯行を認めたのは、何と隣に住む親族の47歳の男性。以前から被害妄想に取りとりつかれ近隣の人たちと争ったり、同居する母親に暴力を振るったりしていました。母親や近隣の人は、事前に何かしなければと悩んでいたといわれています。

兵庫県でのこの経験に触発されて、静岡県でも家族会による電話相談員制度を2009年にスタートさせています。また東京都内でも家族会の世田谷さくら会が、同じ頃に家族のための電話相談を始めています。同会によりまずと、月平均40件の相談が寄せられています。相談員となって下さる人は、専門家によって電話対応の仕方や基本的な知識を一定期間受けた上で、月一度相談員全員が集まり検討会を行いマニュアルの再勉強をするといえます。同会の代表者によりまずと、何よりも大切なことは、電話して来る人に命令をせずにその話しを傾聴して気持ちをくみ取ってやることだといえます。

いうまでもなく、この家族のための電話による相談員制度を構築し相談員が定時に活動するには一定の資金と共に持続的な補助金が必要です。

この制度の重要性を認めた兵庫県や静岡県は資金の提供を続けて下さっているそうです。

東京つくし会も今年度はみんなねつとの助成（日本財団の助成事業）を受けて、専門家の助言のもと、相談員養成講座を実施しております。



「見事に立ち直った当事者について」

ひだまりの会 服部 百合子

元ひだまりの会の会員さんで、練馬区に居住した方の三男の方のお話です。

30年も前の事になりますが、服部の今は亡くなった主人に当事者のために、良い医者を紹介してくださいとの母親からの依頼があり、五和貴診療所（その頃はそうのように言っていました）の院長を紹介しました。当事者は、30年近く通院していたことになりました。

昨年、電話で母親が入院したとの知らせを頂きましたが、過日その後のことをお聞きしようとお電話しました所、当事者の方が電話口に出られ、母は昨年亡くなりましたと言われました。それで、足立区の精神病の家族会の方でしょうか、と言われ、「僕は、立ち直りましたから、大丈夫です」と、しっかりした言葉での返事が返ってきました。私も心配でしたので、五和貴診療所の方には、通院していただけますかと、聞きましたら通院していただけますこと、私も医療につながっていただければ、まず、大丈夫だと、胸をなでおろしました。これからも、時々通院しているかどうか、確認していくつもりであります。

この当事者の母親の事については、生前いろいろと相談を受けました。このお宅は、お子さんは三人で、長男は、東大の医学部を出て、現在は仙台の方で、大きな病院を営んでいるとのこと、次男も、都内で病院を営んでいるそうです。長男が受験勉強中に、当事者がドアの開け閉め等がうるさいといつて、ひどい暴力をふるったそうで、現在に至るまで、この家の敷居を跨いだら、殺すといっていたそうです。それで母親を訪ねて来ても、長男は実家には入れず、街の喫茶店等で、母親と会っていたそうです。次男ともあまりうまくいっていませんので、母親は、私が



大変手狭だった東京つくし会の事務所ですが、同じ建物の2階から3階へ引っ越しました。電話番号・FAX番号は変わりません。お手数ですが、お手元の住所をご変更下さるようお願いいたします。

〒156-0056 東京都世田谷区八幡山

3-33-1

林マンション 301 (旧住所202)

いなくなったら、当事者はどうなっていくのかと、何度も相談を受けました。当事者を病気にしたのは、私だと言って涙ながらの電話を受けました。当事者も、医者にしようと思つて勉強を無理にさせたそうです。それで、足立区の権利擁護センターの相談員さんが、暇をみて練馬の自宅まで行ってくれましたが、公共の制度を使うと、長男、次男に迷惑をかけることになるので、利用できないとのことでした。それで、西池袋にある、きずなの会を紹介したりしました。

母親亡き後、当事者が、以上の様に立ち直つたので、何よりと思います。

障害年金相談事業

都連理事 鈴木 孝男

平成二十三年十月から障害年金の受給についての相談事業を始めました。この相談は障害年金受給に至る過程で悩んでいる方へ補助的役割を果たせばとの趣旨で開始いたしました。

当初は「障害年金取得に向けて」の相談に限定していましたが、「障害年金が受給できなかった」「受給できないと言われた」「障害年金を受けるとは出来たが遡及されなかった」↓「何とか出来ないだろうか」という相談が多くありました。相談申込者には問い合わせの電話連絡を入れておりますがその電話一回で終了する方もいました。申請時は年金に加入していたが初診時は「無年金」であったという方もいました。

精神科疾患の障害年金取得の判断は難しく、障害固定をどの状態にするのが重要な判断基準になります。障害年金は、①二十才未満か以後か ②初診日に年金に加入していたのか ③障害として固定しているのか、これがポイントです。今まで相談を受けた経過で思うことは、役所に障害年金申請をする前に相談した方が良かったと思われる人がいました。悩んでいる方は相談用紙に記入の上ご相談ください。

講演会のお知らせ

☆日程：2/23(土) 最適な在宅医療を手に入れるために
～家族は何ができるか～
講師：上野 秀樹氏 (精神科医 桜新町アーバンクリニック)
主催：世田谷さくら会 Tel：03-3308-1679

☆日程：3/1(金) 新薬開発から10年、本人・家族の生活は変わったのか
講師：東京女子医科大学教授 精神科医 石郷岡 純氏他
主催：みんなねっと Tel：03-6907-9211

☆日程：3/9(土) リカバリーの物語
～精神疾患を持ちながらも充実した人生を過ごすために～
講師：リカバリーキャラバン隊 事務局長 中原 さとみ氏、隊員の皆さん
主催：新宿フレンズ Tel：03-3987-9788

☆日程：3/9(土) 精神科の薬についてQ&A
講師：佐藤 康一氏 (桜ヶ丘記念病院 薬剤部薬剤科長)
主催：日野いづみ会(片岡) Tel：042-592-8993

※参加申込み、お問合せは、それぞれの主催者までお願いいたします。

勝どき二丁目クリニック 1口 2口 3口 10口 0000円
高月病院 2口 10口 0000円
ありがとうございます。

☆賛助会費☆ (敬称略)



編集後記

昨年は障がい者制度改革推進会議で議論されていた「障害者総合福祉法」が骨抜きされた「障害者総合支援法」になり、「こころの健康基本法」は七十二万筆の署名を提出したのに採択されませんでした。

今年には長年家族会の悲願だった精神保健福祉法の保護者制度廃止(特に医療保護入院の際の保護者の同意義務)が、国会でほんとに廃止になるかどうか私たち家族はかたずをのんで注視し、国会議員にも要請しているところです。法律を創ったり改善したりすることはこれほど大変なことなのだ。改めて心に刻みました。

先日雪の残る民家の塀沿いを歩いていたら、「蠟梅(ろうばい)」が目にとまりました。顔を近づけても匂いませんでした。5メートルほど通り過ぎたら、あの独特の素敵な匂いがしたのです。幸せでいっぱいになりました。思うようにいかないときもあふつと思いはやるしかない。

都連副会長

松原のり子

